

## 【新型コロナウイルス】クイーンズランド州における COVID-19 感染検査対象の拡大

2020年4月26日  
在ブリスベン総領事館

● 24日、パラシェ・クイーンズランド（QLD）州首相は、新型コロナウイルス（COVID-19）の検査対象者を、発熱がある（または、あった）乃至急性呼吸器症状のある、QLD州内のすべての者へと拡大する旨発表しました。

### 1 発表概要

COVID-19 の検査は、当初海外からの帰国者及び濃厚接触者のうち、症状のある者のみを対象とし、その後、ブリスベン、ゴールドコースト及びケアンズで急性呼吸器症状がある者に拡大していた。

今後、検査対象者を発熱がある（または、あった）乃至急性呼吸器症状がある、州内のすべての者へと拡大する。

また、州全体における濃厚接触者追跡能力向上のため、公務員500人に対し追加訓練を行う予定。

自己隔離の全州的な遵守状況を集中的に調査した結果、自己隔離を求められる個人のうち93%がこれを遵守し自宅に止まっていることが判明した。

パラシェ首相の24日付けメディア・リリースについては、以下の原文（英文のみ）をご覧ください。

<http://statements.qld.gov.au/Statement/2020/4/24/queensland-covid19--friday-april-24--testing-monitoring-tracing>

### 2 新たな感染検査対象基準

24日、州政府は新たな感染検査対象基準等について、以下のとおり公表しました。

（1）発熱がある（または、あった）又は急性呼吸器症状（咳、喉の痛み、呼吸困難）がある者に対し、感染検査が可能となる。

（2）上記1のような症状があり、体調が優れない場合には、直ちに医師に連絡することが求められる。

（3）当該医師は、感染検査の必要性を判断するが、医師のところに診察に伺うに際しては、医師による診察準備のため、事前に電話で症状を伝えることが望ましい。

（4）十分な医療保険に加入していなかったり、メディケアが適用されない者も、

QLD州内で COVID-19 感染関連の診察・検査を受ける場合は支払いが免除される。

上記の詳細、感染検査の態様及び発熱外来については以下の原文（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/take-action/testing-and-fever-clinics>

日本語対応医療機関リスト

[https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/17042020\\_jpnhospitals.pdf](https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/17042020_jpnhospitals.pdf)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD 4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>